

# ICキャッシュカード規定

## 1. ICカードの発行等

### (1) ICキャッシュカード

ICキャッシュカード（以下「ICカード」といいます。）とは、当行が普通預金（総合口座取引の普通預金および決済用預金を含みます。）、当座預金および貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）について発行するキャッシュカードのうち、ICチップを搭載したキャッシュカードをいいます。

(2) この規定に定めのない事項については、キャッシュカード規定により取扱います。

## 2. ICカードの利用

(1) ICカードの利用にあたっては、あらかじめ第4条に定める指静脈情報の登録を行ってください。

(2) ICカードは、当行および当行がオンライン現金自動預金機・現金自動支払機の共同利用による現金預入業務、現金支払業務、振込業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動預入支払機（以下「ATM」といいます。）を使用して預金の払戻し、当行所定の取引（以下「払戻し等」といいます。）等キャッシュカード規定第1条に定める場合、ならびにその他当行所定の取引をする場合に利用することができます。

(3) ICカードの利用はICカード対応ATM（以下「IC対応ATM」といいます。）で、当行および提携先所定の時間帯に限り利用することが出来ます。ただし、一部の提携先では、提携先の都合により、ICカードが利用できないATMを設置している場合があります。当該提携先では、前項の定めにかかわらず、ICカードとしての利用はできません。

## 3. 指静脈認証とは

指静脈認証とは、当行との間の銀行取引において、預金者本人または登録者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、ICカード上のICチップに当行所定の機器、操作および手続きにより預金者の指静脈パターンを登録（登録した指静脈パターンを「指静脈情報」といいます。）し、これを当行所定の機器により当該預金者の指静脈パターンと照合することにより認証を行うものをいいます。なお、指静脈情報は、ICカード上のICチップ内のみに保管し、当行は情報を保存しません。

## 4. 指静脈情報の登録

(1) 指静脈情報の登録は、当行本支店における当行所定の窓口にて取扱います。本人がICカードを持って、当行所定の窓口で当行所定の書面による申し込みを行ってください。

(2) 前項の申し込みを受けた場合、当行は申込内容を確認して、当行所定の機器によりICカード上のICチップに指静脈情報を登録します。（指静脈情報の登録を行ったICカードを「登録済ICカード」といいます。）

(3) 指静脈情報の登録にあたっては、当行所定の本人確認を行わせていただきます。十分

な本人確認ができない場合には、当行は指静脈情報の登録をおことわりすることがあります。

#### 5. 指静脈情報の利用範囲

- (1) 登録済ICカードにより、当行のIC対応ATMを使用して、払戻し等をする場合には、指静脈認証による本人確認を行います。この場合における払戻し等については、当行の定めにより1日あたりの限度額を設けるものとします。また、当行の定めによりIC対応ATMを利用した払戻し等である場合とIC対応ATMを利用しない払戻し等である場合に分けて、それぞれ適用するものとします。
- (2) その他、当行が必要と認めた場合は、指静脈認証による本人確認を行います。

#### 6. 暗証・指静脈情報の照合等

- (1) 当行は、ATMの操作の際に使用されたICカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致していることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。
- (2) 登録済ICカードが当行のIC対応ATMで使用された場合には、当行は指静脈情報について当行所定の機器によって同一性が認定され、かつ前項の確認を行ったうえ、払戻し等を行います。
- (3) 前2項の場合、登録済ICカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、キャッシュカード規定第11条、第12条に定める場合を除き、当行および提携先は責任を負いません。

#### 7. 代理人によるICカードの利用

- (1) 代理人（個人の場合は預金者本人と生計をともにする親族1名、法人の場合は法人の代表者が認めた社内の代理人2名に限ります。）による払戻し等をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのICカードを発行します。
- (2) 代理人のICカードの利用についても、この規定を適用します。なお、第4条に定める指静脈情報の登録は、本人同席のうえ、代理人の同意を得て、本人から申し込んでください。

#### 8. 認証装置の障害時の取扱い

指静脈認証を行う当行所定の機器に障害が生じた場合、その他の相当の事由がある場合は、当行のIC対応ATMによる払戻し等を一時的に中止する場合があります。また、当行に故意、重大な過失がない場合は、当行は免責されるものとします。

#### 9. ICカードの解約等

次の場合、ICカードは解約となります。この場合には、ICカードを当行に返却してください。

- ① 本人からICカードの解約の申し出があった場合
- ② 本人から指静脈情報の削除の申し出があった場合

- ③ 当行普通預金規定、貯蓄預金規定、当座勘定規定または総合口座取引規定により預金口座が解約となった場合

#### 10. キャッシュカードの取扱い

ICカードの発行に伴い、ICカードを使用したとき、またはICカード上のICチップに指静脈情報を登録したときは、旧カードは利用できなくなります。なお、ICカード発行後についても、旧カードの偽造、盗難、紛失等により生じた損害については、キャッシュカード規定第11条、第12条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 11. 規定の変更等

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化やその他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 【個人情報保護法関連条項】

ICカードの申込者および申込者の代理人は、当行が次の目的のためにICカード上のICチップに自己の指静脈情報を登録・保管することに同意します。

- (1) 指静脈情報は、当行所定の機器により、申込者またはその代理人の指静脈パターンとICチップに登録・保管した指静脈パターンを照合することにより、当行との間の銀行取引について当行が預金者本人またはその代理人であることの確認手段の一つとして使用します。
- (2) 指静脈情報を利用する当行との間の銀行取引については、原則として次に定めるところによります。
  - ① 登録済ICカードにより、当行のIC対応ATMを使用して、払戻し等をする場合
  - ② その他、当行が必要と認めた場合（ただし、銀行法施行規則等により、適切な業務運営その他の必要と認められる場合に限り。）

以上

(2020年4月1日現在)